

就労継続支援 B 型事業所 クルハウス

利用契約書

特定非営利活動法人くるくるネット（以下「事業者」という。）と、就労継続支援 B 型事業所クルハウスを利用する者（以下「利用者」という。）は、指定就労継続支援 B 型サービスの利用について、次のとおり契約する。

第 1 条（契約の目的）

本契約は、事業者が利用者に対し、障害者総合支援法その他関係法令及び個別支援計画に基づき、適切な指定就労継続支援 B 型サービスを提供し、利用者がこれを利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（契約期間）

- 1 契約期間は、電子契約その他の方法により契約が成立した日から、利用者の支給決定期間の満了日までとする。
- 2 利用者について新たな支給決定が行われ、双方がサービス利用の継続を希望する場合は、必要な手続を行った上で契約を継続することができる。

第 3 条（提供するサービス）

事業者は、利用者の希望、心身の状況、障害特性、生活状況及び就労に関する意向等を踏まえて個別支援計画を作成し、当該計画に基づき必要な支援を行う。

- 就労、生産活動その他の活動の機会の提供
- 就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練
- 生活相談、健康管理その他日常生活上必要な支援
- 求職活動、職場実習、施設外支援、施設外就労等に関する支援
- 要件を満たす利用者に対する在宅での支援
- 必要に応じた送迎及び関係機関との連携

第 4 条（個別支援計画）

- 1 サービス管理責任者は、利用者及び必要に応じて家族等の意向を確認し、個別支援計画を作成する。
- 2 個別支援計画は利用者に説明し、同意を得た上で交付する。
- 3 事業者は、利用者の状態、希望又は生活状況等に変化があった場合その他必要がある場合は、個別支援計画を見直す。

第 5 条（営業日等）

営業日、営業時間及びサービス提供時間その他事業所の運営に関する事項は、重要事項説明書及び運営規程に定めるところによる。

第 6 条（利用料金及び実費負担）

- 1 利用者は、障害者総合支援法その他関係法令に基づき算定された利用者負担額を、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内で支払う。
- 2 日用品費、就労・実習等に必要となる費用その他実費負担が必要となる場合は、事業者はあらかじめ内容及び金額を説明し、利用者の同意を得る。
- 3 具体的な利用料金及び加算等については、重要事項説明書及び別紙の利用料金・加算一覧等により説明する。

第 7 条（工賃）

- 1 利用者が工賃支給の対象となる活動に参加した場合、事業者は別に定める工賃支給規程に基づき工賃を支給する。

2 工賃単価、算定方法及び支給方法については、工賃支給規程及び工賃単価表による。

第8条（在宅でのサービス利用）

在宅でのサービス利用は、利用者が在宅利用を希望し、在宅による支援効果が認められることについて支給決定を行う市町村の判断を受け、関係通知等に定める要件を満たす場合に実施する。具体的な支援方法は、個別支援計画及び事業所の在宅支援運用マニュアルに基づく。

第9条（サービス提供の記録）

事業者は、サービスを提供した場合、提供日、支援内容その他必要な事項を記録する。利用者から求めがあった場合は、法令及び事業所の規程に基づき記録の開示等に対応する。

第10条（個人情報及び秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を第三者に漏らさない。
- 2 他のサービス事業者、医療機関、市町村その他関係機関と情報を共有する必要がある場合は、原則として利用者の同意を得て必要最小限の範囲で行う。
- 3 個人情報の使用については、別途個人情報使用同意書により確認する。

第11条（緊急時及び事故発生時の対応）

サービス提供中に利用者の病状急変、事故その他緊急事態が生じた場合は、医療機関、緊急連絡先、市町村その他必要な関係機関への連絡等、必要な措置を講ずる。

第12条（虐待防止及び身体拘束等の適正化）

事業者は、利用者の人権を尊重し、虐待防止及び身体拘束等の適正化のために必要な措置を講ずる。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

第13条（非常災害・感染症等への対応）

事業者は、非常災害対策計画、業務継続計画（BCP）及び感染症予防・まん延防止指針等に基づき、利用者の安全確保及び必要なサービスの継続又は早期再開に努める。

第14条（利用者からの契約終了）

利用者は、事業者申し出るにより本契約を終了することができる。契約終了に当たっては、必要に応じて相談支援事業所その他関係機関と連携し、利用者の生活及び支援に支障が生じないように配慮する。

第15条（事業者からの契約終了）

事業者は、事業の廃止その他やむを得ない理由によりサービス提供を継続することが困難となった場合、又は利用者による重大な契約違反等により契約関係を継続することが著しく困難となった場合は、利用者に事情を説明し、必要な支援調整に配慮した上で本契約を終了することができる。

事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒否し、又は利用者に不利益な取扱いを行わない。

第16条（損害賠償）

事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、関係法令及び加入する賠償責任保険等に基づき適切に対応する。

第 17 条（苦情・相談）

利用者は、サービス内容その他について事業所の苦情・相談窓口、市町村その他関係機関に相談又は苦情申立てを行うことができる。苦情等を申し出たことを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

第 18 条（重要事項説明書等との関係）

本契約に定めのないサービス内容、事業所の運営、利用料金その他の事項については、重要事項説明書、運営規程、個別支援計画その他関係書類及び関係法令に基づき取り扱う。

第 19 条（契約内容の変更）

法令改正、サービス内容その他の事情により本契約の内容を変更する必要がある場合は、利用者に変更内容を説明し、必要に応じて同意を得る。

第 20 条（電磁的方法による契約等）

- 1 本契約の締結、重要事項の交付、説明、同意その他の手続については、利用者の承諾を得た上で、電子契約システム、電子メールその他の電磁的方法により行うことができる。
- 2 電磁的方法により契約を締結した場合は、当該電子記録を本契約の成立及び内容を確認する記録として保存する。

契約当事者

事業者	特定非営利活動法人くるくるネット
事業所	就労継続支援 B 型事業所 クルハウス
利用者氏名	電子契約システム等により記録
契約成立日	電子契約システム等により記録